

平成30年生駒市議会（第5回）臨時会議案

平成30年8月22日

生 駒 市

平成30年生駒市議会（第5回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 6 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第 52 号	平成30年度生駒市一般会計補正予算（第2回）	3～5

報告第 6 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成30年8月22日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

平成30年7月3日（火）午後1時30分頃

2 事故発生場所

生駒市本町地内

3 損害賠償額

85,644円

4 事故の概要

道路側溝の民地側壁部分から土砂が流出したことにより民地が陥没し、当
該民地から出ようとしたバキューム車が脱輪して立ち往生するとともに、当
該車両のタイヤを損傷させたもの

平成30年7月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 52 号

平成30年度生駒市一般会計補正予算（第2回）

平成30年度生駒市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月22日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費		4,082,356	0	4,082,356
	2 小学校費	456,281	8,824	465,105
	3 中学校費	305,144	-17,436	287,708
	4 幼稚園費	747,081	8,612	755,693
歳 出 合 計		35,789,990	0	35,789,990

歳入歳出補正予算事項別明細書

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				国県支出金	財源					
					地方債	その他				一般財源
1 学校管理費	352,717	-11,750	340,967				-11,750	18 備品購入費	-11,750	情報教育用備品
3 小学校施設整備費	14,892	20,574	35,466				20,574	13 委託料	20,574	小学校エアコン整備設計委託料
計	456,281	8,824	465,105				8,824			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				国県支出金	財源					
					地方債	その他				一般財源
1 学校管理費	194,574	-4,772	189,802				-4,772	18 備品購入費	-4,772	情報教育用備品
3 中学校施設整備費	44,489	-12,664	31,825				-12,664	13 委託料	-12,664	中学校エアコン整備及びトイレ改修設計委託料
計	305,144	-17,436	287,708				-17,436			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				国県支出金	財源					
					地方債	その他				一般財源
2 幼稚園施設整備費	52,343	8,612	60,955				8,612	13 委託料	8,612	幼稚園エアコン整備設計委託料
計	747,081	8,612	755,693				8,612			

[単位 千円]